

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 北九州市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則【消防局予防部規制課】 4
- 北九州市消防職員立入検査証に関する規則及び北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 5

### ◇ 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による指定区域の指定【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 6

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市消防職員立入検査証に関する規則及び北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

1 北九州市消防職員立入検査証の定義に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により立入検査を行う職員が携帯すべき証明書を追加することにしました。

2 予防部規制課保安係の事務に液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定等に関する事等を加えることにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

北九州市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

#### 北九州市規則第 6 号

北九州市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則

(北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部改正)

第 1 条 北九州市福祉事務所長事務委任規則(昭和 3 8 年北九州市規則第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

本則第 6 7 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部改正)

第 2 条 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則(昭和 4 6 年北九州市規則第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 の備考第 1 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部改正)

第 3 条 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則(昭和 6 1 年北九州市規則第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 の備考第 1 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 4 条 北九州市子ども・子育て支援法施行細則(平成 2 7 年北九州市規則第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同条第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則  
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 7 号

北九州市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法  
律施行細則

(趣旨)

第 1 条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2  
年法律第 1 4 9 号。以下「法」という。）の施行については、液化石油ガス  
の保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 4 3 年政令第 1 4  
号。以下「政令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正  
化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 1 1 号。以下「省令」と  
いう。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(充てん設備の使用の休止の届出)

第 2 条 省令第 8 1 条第 2 項に規定する充てん設備の使用の休止の届出は、充  
てん設備使用休止届出書を提出して行わなければならない。

(申請の取下げ)

第 3 条 法、政令又は省令の規定により市長に行った申請を取り下げるときは  
、液化石油ガス許可申請等取下書を市長に提出しなければならない。

(帳票の様式)

第 4 条 充てん設備使用休止届出書及び液化石油ガス許可申請等取下書の様式  
は、別に消防局長が定める。

(書類の提出部数)

第 5 条 法、政令、省令又は第 2 条の規定により市長に提出することとされて  
いる申請書、届出書及び報告書（これらにそれぞれ添付することとされてい  
る書類等を含む。）は、別に定めるものを除き、2 部提出しなければならない。  
い。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、  
別に消防局長が定める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防職員立入検査証に関する規則及び北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

北九州市長 武内和久

#### 北九州市規則第8号

北九州市消防職員立入検査証に関する規則及び北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

(北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市消防職員立入検査証に関する規則(昭和38年北九州市規則第84号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により消防職員が携帯する」を削り、「第43条第4項に規定する」を「第43条第4項の」に、「に規定する証票及び」を「の証票、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第83条第8項の証明書及び」に、「に規定する証明書」を「の証明書」に改める。

(北九州市消防局組織規則の一部改正)

第2条 北九州市消防局組織規則(昭和61年北九州市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条予防部規制課保安係の項第2号中「火薬類」を「その他火薬類」に改め、同項第4号中「高圧ガス」を「その他高圧ガス」に改め、同項第5号中「液化石油ガス販売事業等の許可に係る意見」を「液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定」に改め、同項第6号中「液化石油ガス設備工事の届出」を「その他液化石油ガスの規制」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市告示第70号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域に指定することについて、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18第1項に規定する指定区域台帳は、北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課に備え付ける。

令和5年3月27日

北九州市長 武内和久

1 指定区域の所在地

北九州市門司区大字恒見1313番1の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地